

貨物軽自動車運送事業の 届出マニュアル



行政書士ひらいし事務所

Ver 2.0

目次

1.はじめに	3
2.貨物軽自動車運送事業とは	3
3.軽貨物運送業を始めるための要件	4
3.1 車両	4
3.2 自動車車庫（駐車場）	4
3.3 休憩睡眠施設	4
3.4 運送約款.....	4
3.5 運行管理体制	4
3.6 損害賠償能力	5
4. 軽貨物運送業を始めるための手続き	5
4.1 運輸支局での手続き	5
4.2 軽自動車検査協会での手続き	5
5.届出書の書き方	6
5.1 貨物軽自動車運送事業経営届出書.....	6
5.2 運賃設定（変更）届出書	6
5.3 事業用自動車等連絡書	6

1.はじめに

「貨物軽自動車運送事業の届出マニュアル」を作成しました。このマニュアルには、「貨物軽自動車運送事業の届出」に必要な書類を添付してあります。

あなたが準備するものは、

- ・印鑑
- ・黒ナンバーにしようとする車両の車検証
- ・ナンバープレート代

です。

2.貨物軽自動車運送事業とは

貨物軽自動車運送事業とは、「軽貨物車両・バイク等を使用し、有償で（料金（運賃）を受け取り）、荷主（仕事を依頼するお客様）から預かった取った荷物をお届け先に配送する事業」です。

貨物軽自動車運送業を始めるには、営業所の所在地の都道府県の運輸支局へ事業経営の届出を行ない、事業用の黒ナンバーを取得する必要があります。

貨物軽自動車運送業は、一般貨物運送業と異なり、運行や車両整備の責任者に対する資格要件が無く、運送車両1台から簡単にスタートすることが出来るため、個人で取り組みやすい事業形態です。

自動車運送業と言うと大きな「トラックを用意する」、「フランチャイズ形式で初期費用が多く掛かる」、「購入費や駐車場代、保険代や店舗の確保等初期投資が非常に掛かる」イメージの方もいらっしゃいますが、そんな事はありません。

貨物軽自動車運送業であれば、初期投資は少額ですみます。軽貨物運送業は一人で始めることが多く、その場合は人件費はかかりません。仕入れや在庫の問題もなく、経費があまり掛からないことが、最大の特徴です。

3.軽貨物運送業を始めるための要件

軽貨物運送業を始めるための要件は大きく分けて次の6つです。

1. 車両
2. 自動車車庫（駐車場）
3. 休憩睡眠施設
4. 運送約款
5. 運行管理体制
6. 損害賠償能力

以下でそれぞれについて説明します。

3.1 車両

- 軽トラックで1両から始めることができます。
- 車検証の用途欄が「貨物」となっていること。

3.2 自動車車庫（駐車場）

- 原則として営業所に併設していること。併設できない場合、営業所から2キロ以内であること。
- 車庫地として使用する土地が、都市計画法等関係法令に違反していないこと。
- 車両を全て収容できる広さがあること。
- 使用権原があること。
土地の所有、借入の別は問いませんが、借入の場合は賃貸借契約又は使用承諾により土地の使用が確実なことが必要です。

3.3 休憩睡眠施設

- 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

3.4 運送約款

- 運賃及び料金の収受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められていること。
- 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

3.5 運行管理体制

- 事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えていること。

3.6 損害賠償能力

- 自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険の締結等十分な損害賠償能力を有すること（車両の自賠責保険・任意保険に加入すること）。

4. 軽貨物運送業を始めるための手続き

4.1 運輸支局での手続き

(1)書類等の準備

- 貨物軽自動車運送事業経営届出書（提出用・控え用の合計2部）
- 運賃料金設定届出書（提出用・控え用の合計2部）
- 運賃料金表（提出用・控え用の合計2部）
- 事業用自動車等連絡書（同じものを2枚）
- 車検証・車検証のコピー(新車の場合は、車台番号が確認できる書面(完成検査証など))
- 印鑑

(2)管轄する運輸支局の輸送窓口に書類を提出する。

(3)書類受付後、不備がなければ10分程度で受理され、事業用自動車等連絡書が発行される。

4.2 軽自動車検査協会での手続き

(1)書類等の準備

- 運輸支局で発行された事業用自動車等連絡書
- 車検証
- 営業ナンバー（黒ナンバー）にする車両
- 印鑑

(2)管轄する軽自動車検査協会に行く

軽自動車検査協会の所在地・詳細については、下記 URL を参考にして下さい。

<http://www.keikenkyo.or.jp/>

(3)OCR 軽専用2号用紙を購入し必要事項を記入する。

(4)事業用自動車等連絡書と OCR 軽専用2号用紙を窓口に提出する。

(5)営業ナンバー（黒ナンバー）が交付されるので、付け替える

(6)今までのナンバープレートを返納する。

5.届出書の書き方

5.1 貨物軽自動車運送事業経営届出書

(1)記入例を参考に必要項目を記入して下さい。

(2)管轄の運輸支局名及び所在地は、下記 URL を参考にして下さい。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000034.html

(3)運送約款については、標準貨物軽自動車運送約款(平成 15 年国土交通省告示第 171 号)にチェックを付けます。この場合、約款の提出は不要です。

標準貨物軽自動車運送約款については、別添の資料を参考にして下さい。

5.2 運賃設定（変更）届出書

(1)記入例を参考に必要事項を記入して下さい。

(2)実施年月日は、軽自動車運送事業経営届出書の開始予定日と同じです。

5.3 事業用自動車等連絡書

(1)記入例を参考に必要項目を記入して下さい。

(2)車台番号・自動車の年式・乗車定員・最大積載量は、車検証に記載してあります。